

諮問第1号

「退職手当支給制限処分に対する審査請求に係る諮問について」に対する答申  
(案)

令和4年3月2日に諮問のあった本件に対する本市議会の答申意見は、次のとおりである。

記

本件退職手当支給制限処分は、違法または不当であるとは認められず、処分庁である青森市長が行った処分は妥当である。

したがって、本件退職手当支給制限処分に対する審査請求については、棄却すべきである。

以上答申する。

令和4年3月22日

青森市議会議長 長谷川 章 悦

青森市長 小野寺 晃 彦 様